

令和 7 年度決算に基づく

鈴 鹿 市 健 全 化 判 断 比 率 等
審 査 意 見 書

鈴 鹿 市 監 査 委 員

鈴 監 第 1 3 6 号

令和8年8月18日

鈴鹿市長 末 松 則 子 様

鈴鹿市監査委員 高 崎 英 城

同 山 田 梨津子

同 水 谷 進

令和7年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、審査に付された下記に掲げる関係書類について、審査を行った結果、次のとおり意見を提出します。

記

- 1 令和7年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 令和7年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

目 次

財政健全化審査

第 1	審査の基準	-----	1
第 2	審査の種類	-----	1
第 3	審査の対象	-----	1
第 4	審査の着眼点（評価項目）	-----	1
第 5	審査の実施内容	-----	1
第 6	審査の結果	-----	1

経営健全化審査

第 1	審査の基準	-----	3
第 2	審査の種類	-----	3
第 3	審査の対象	-----	3
第 4	審査の着眼点（評価項目）	-----	3
第 5	審査の実施内容	-----	3
第 6	審査の結果	-----	3

令和7年度決算に基づく財政健全化審査意見書

第1 審査の基準

鈴鹿市監査基準に準拠

第2 審査の種類

財政健全化審査

第3 審査の対象

令和7年度決算に基づく健全化判断比率

第4 審査の着眼点（評価項目）

- 1 計数が正確かつ適正に作成されているかどうか。
- 2 財政の健全性が保たれているか。

第5 審査の実施内容

審査に当たっては、令和7年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を求め、記載の計数が関係書類と符号するかを確認するとともに、関係職員から説明を受け、令和8年7月15日から令和8年8月18日に審査を行った。

第6 審査の結果

前記第1から第5の記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であると認められた。

各比率については、次のとおりである。

(単位：%)

決算年度 比率名	令和7年度	令和6年度
実質赤字比率	— (11.39)	— (11.42)
連結実質赤字比率	— (16.39)	— (16.42)
実質公債費比率	2.5 (25.0)	2.2 (25.0)
将来負担比率	— (350.0)	— (350.0)

※ 「—」は実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合を示す。

※ 括弧内は早期健全化基準を示す。

- 1 実質赤字比率については、実質赤字額がない状態であるため算定されない。

- 2 連結実質赤字比率については、連結実質赤字額がない状態であるため算定されない。
- 3 実質公債費比率については、2.5%であり、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回り、良好な状態となっている。
なお、前年度と比較すると0.3ポイント上昇している。
- 4 将来負担比率については、将来負担額に対して充当可能財源等が上回っていることから、比率は算定されない。

令和7年度決算に基づく経営健全化審査意見書

第1 審査の基準

鈴鹿市監査基準に準拠

第2 審査の種類

経営健全化審査

第3 審査の対象

令和7年度決算に基づく資金不足比率

第4 審査の着眼点（評価項目）

- 1 計数が正確かつ適正に作成されているかどうか。
- 2 経営の健全性が保たれているか。

第5 審査の実施内容

審査に当たっては、令和7年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を求め、記載の計数が関係書類と符号するかを確認するとともに、関係職員から説明を受け、令和8年6月25日から令和8年8月18日に審査を行った。

第6 審査の結果

前記第1から第5の記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された令和7年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であると認められた。

比率については、次のとおりである。

(単位：%)

比率名・決算年度 会計・事業名		資金不足比率	
		令和7年度	令和6年度
水道事業会計	水道事業	— (20.0)	— (20.0)
下水道事業会計	公共下水道事業	— (20.0)	— (20.0)
	農業集落排水事業	— (20.0)	— (20.0)

※ 「—」は資金不足額がないことを示す。

※ 括弧内は経営健全化基準を示す。

- 1 資金不足比率については、上記いずれの事業会計においても資金不足額が発生していないため、資金不足比率は算定されない。